中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第36条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を決定しようとするので、同法第36条第7項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同条第9項の規定に基づき、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、以下の事項を記載した意見書を平成19年8月23日(木)までに富山県商工労働部商業流通課に到着するように提出することができる。

- (1) 住所及び氏名(法人及び団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 意見書を提出する者が個人である場合には、(1)の事項の公表の可否
- (3) 意見(意見の理由を含め記載する。)

平成 19 年 8 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の内容 別紙図面に表示する以下の区域
 - (1) 市道区画街路第 2808 号線、主要地方道富山上滝立山線、市道区画街路第 2809 号線及び市道区画街路第 2803 号線で囲まれた区域
 - (2) 市道区画街路第 2809 号線、富山市まちなか賑わい広場、市道総曲輪線及び一 般国道 41 号で囲まれた区域
 - (3) 市道総曲輪線、主要地方道富山上滝立山線、市道区画街路第 2907 号線及び市道区画街路第 2905 号線で囲まれた区域

(「別紙図面」は、案の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

2 添付書類

案の縦覧場所に、「特例区域指定に係る参考事項」を備え置いて縦覧に供する。

3 案の縦覧場所

富山県商工労働部商業流通課

4 案の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年8月9日(木)から平成19年8月23日(木)まで(富山県の休日を定める 条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の 午前8時30分から午後5時30分まで